

第 3 次美里町行政改革大綱

平成 2 9 年 7 月

美 里 町

第3次美里町行政改革大綱

～ はじめに ～

本町は、これまで平成19年2月に美里町行政改革大綱（以下「第1次大綱」という。）を、平成24年4月に第2次美里町行政改革大綱（以下「第2次大綱」という。）をそれぞれ策定し、以下の7つの項目を柱として行政改革を推進してまいりました。

- （１）開かれた公正で透明性の高い行政システムの確立
- （２）財政の健全化
- （３）地方公営企業等の経営安定化
- （４）職員の意識改革及び定員の適正管理並びに人材育成の強化
- （５）協働システムの構築と推進
- （６）簡素で効率的な組織体制の確立
- （７）行政ニーズに対する迅速、的確な業務遂行の確立

第2次大綱に盛り込まれた主要項目の取組状況を見ると、その達成率は、平成28年10月現在において49.09%であり、約半数の取組の目標は未達成となっております。

これは、進行管理を担当部署まかせにし、組織的に進行管理をしてこなかったことが原因であります。このことについては深く反省し、今後は、組織としてしっかり進行管理を行ってまいります。

I 基本理念

上記のように未達成のものが約半数ありますが、これは進行管理がうまく機能しなかったことに加え、行政運営が少子・高齢化、ICT（情報通信技術）化の進展、法令の制定改廃、財政の逼迫等社会経済情勢の変化にうまく対応できなかったことによるものであります。

第3次美里町行政改革大綱（以下「本大綱」という。）の策定に当たっては、危機意識を持って、限られた資源（人、物、金、情報）を有効かつ効率的に活用し、「社会経済情勢の変化に対応できる行政組織への転換」を基本理念とします。

II 基本方針

少子・高齢化、ICT（情報通信技術）化の進展、国際化、地方分権の推進、深刻化する環境問題をはじめ、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。本町においては、地方交付税の合併特例措置が段階的に縮小されるなど収入が伸び悩み、社会保障費などの支出が増える傾向にあり、財政状況はさらに厳しさを増しております。

このような情勢の変化に対応するためには、従来の仕事の進め方、考え方を見直していく必要があります。将来を見据えた政策の選択と優先度を重視し、職員一人ひとりが

問題意識及び危機意識を持ち、目的・目標を明確にし、創意工夫して取り組んでいくとともに、限られた財源、人材等の資源を重点的・効果的に配分し、その政策の検証と進行管理に努めていかなければなりません。

これからの行財政運営は、資源が限られていることを意識し、将来を見据えた上で、時代の変化を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、業務の有効性及び効率性、資産の保全、法令遵守などを柱とした内部統制による組織マネジメント改革を行い、個々の職員の資質向上に努め、組織全体の質を向上させていかなければなりません。

以上を踏まえ、「3つの柱」を基本とした本大綱を策定し、全庁・全職員が一丸となって行政改革に取り組んでまいります。

1 財政基盤の強化

財政が逼迫しますと、変化に対応することが非常に難しくなります。厳しい財政状況が続く中であっても、行政サービスを停滞させることはできません。行政サービスを継続していくためには、限られた財源を有効に活用し、計画的な財政運営を行っていかねばなりません。自主財源を確保することにより、収入を安定させ、事務事業等の内容、実施方法等を見直し、経費の削減に努めてまいります。

2 行政サービスの質の向上

住民の満足度を高めるためには、正確、迅速、親切、丁寧な質の高い行政サービスを提供する必要があります。内部統制を構築し、組織としての質の向上に努めてまいります。

3 社会情勢等の変化に対応した行政サービスと公民連携

社会経済情勢の変化に伴う新たなニーズに対応していかなければなりません。しかし、ニーズによっては、行政だけで対応することは困難な場合があります。住民、非営利組織、民間事業者等と連携し、それぞれの役割を認識しながら、柔軟な対応ができるよう努めてまいります。また、情報公開、行政情報の提供を積極的に行ってまいります。

Ⅲ 計画期間

第1次大綱及び第2次大綱では、5年間の計画期間を設定し、毎年度実施計画の見直しを行いながら各項目に取り組んでまいりました。本大綱においても平成29年度から平成33年度までの5年間の計画期間とします。

Ⅳ 実施方法

1 実施計画の作成

本大綱には取組項目を示しますが、町長を本部長とする美里町行政改革推進本部において、具体的に取り組むものを実施計画として定めて、一つひとつが目に見える成果を確実に出せるよう取り組んでいくこととします。

2 取組成果の検証

毎年度、1年間の取組の成果を検証します。

3 実施計画及び成果の公表

実施計画及び実施状況並びに成果について、町の公式ホームページ、行政情報コーナー等を利用して、毎年度、公表します。

※「質の高い行政サービス」・・・職員が意識を持って自分自身（知識、知恵、判断力、指導力、行動力、人格・品格）を磨き、法令を遵守した職務遂行能力を高め、力を結集して組織的に行政課題に取り組むことにより、良い結果を出すこと。

※「内部統制」・・・組織の業務の適正を確保するため、組織内部のルールや業務プロセスを整備し、運用すること、又はその結果、確立されたシステムのこと。総務省の「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」の報告書では、基本的に、

- 1 業務の有効性及び効率性
- 2 財務報告の信頼性
- 3 事業活動に関わる法令等の遵守
- 4 資産の保全

の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）、⑥IT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成されています。

V 取組の主要項目

今後、行政改革として「重点的に取り組むもの」及び「継続して取り組むもの」の2つに区分し、それぞれ取り組んでまいります。

重点的に取り組むもの

1 財政基盤の強化

限られた財源を有効に活用するため、収支のバランスを考慮しながら、中期的な視点に立った計画的な財政運営を行ってまいります。町税等の収納率の向上、町の資産の有効活用を図るとともに、公共施設の使用料等、受益者負担の見直しを行ってまいります。また、公共施設の維持管理費の増大も予測されることから、平成27年度に策定した美里町公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別管理計画を策定し、計画的な維持管理に努めるとともに、管理経費の平準化を図ります。また、設置目的を終えた施設は、速やかに用途廃止又は統合を進めます。

(1) 町税等収納率の向上及び租税教育

町税等の滞納額を減らすには、新たな滞納者を発生させないことが大切であることから、現年度分の徴収率の向上を目指して取り組んでまいりました。今後も債権管理を適切に行うとともに、債権回収の重要性を認識し、滞納整理を推進し、収納率（額）の向上を目指して取り組んでまいります。また、ものが豊かな社会であることから、児童生徒が租税、金銭に対して健全な感覚を養うことができるよう、これまで小・中学校で租税教育を実施してまいりました。今後も継続して実施してまいります。

(2) 未利用地の売却及び活用

未利用地については、原則、売却することとします。売却に至らない場合にあっては、賃貸借など他の方法により活用することとします。

(3) 公共施設の使用料等、受益者負担の見直し

公共施設の使用料等、受益者負担を見直すこととします。

(4) 広告収入等の確保

町広報紙、ホームページ等への広告掲載数、ふるさと納税等を増やすよう広報活動に努めます。

2 行政サービスの質の向上

(1) 全庁的な内部統制の構築

行政における事務処理の適正さが求められる一方、不適正な事務処理のリスクが拡大する傾向がある中で、内部統制の構築が必要となっています。

内部統制の構築は、事務処理におけるリスクを洗い出すことにより仕事の進め方を根底から見直す、まさに行政改革につながるものです。組織的に取り組むことで、行政サービスの向上につなげてまいります。

(2) 事務事業、施設管理の民間手法の推進

だれが事務事業を執行するのかわけではなく、予算、職員数など限られた条件の中で良い結果を生むためには、どのような手段を講ずべきなのか民間手法の導入を含めて十分考慮して取り組んでまいります。民間手法の導入によっても行政目的を達成できるものは、推進してまいります。

(3) 専門的な知識、経験を有する人材の活用と職員の質の向上

国税における高度な専門知識及び経験を有する人材を活用したことで、職員の債権管理、徴収等についての能力向上を図ることができました。

今後も専門的な知識、経験を有する人材を活用し、事務執行のレベルアップ及び効率化を図るとともに職場研修を通じて職員の能力向上に努めます。

3 社会情勢等の変化に対応した行政サービスと公民連携

(1) 行政需要の把握とその対応

特別養護老人ホームの入居資格変更への対応、高齢運転者の交通事故対策、災害対策、子供の貧困対策など、求められる行政需要を把握し、住民、非営利組織、民

間事業者等と連携し、素早く対応できるよう取り組んでまいります。

継続して取り組むもの

4 改善しながら継続する取組

(1) 職員研修の計画的な実行

職員の能力開発を組織的に推進し、高度化、複雑化する政策課題に対応し、住民福祉の向上に結び付くよう努めます。平成28年5月に第2次美里町人材育成基本方針及び中長期職員研修計画を策定し、人材育成に取り組んでまいりました。

また、実施計画を毎年度作成し、全体研修、階層別研修、実務研修等を実施し、町職員となってから早い段階で、マネジメントの大切さを学ばせることとします。併せて、職員の自主学習を支援してまいります。

(2) 人材育成のための人事評価制度の適切な運用

平成28年度から人事評価制度の本格実施を行っています。今後は、努力し成果を上げた職員を表彰するなど、職員の士気向上に努めます。

(3) 職員定員適正化計画の策定と公表

平成28年度においては、計画を達成することができましたが、今後も事務事業の効率化に努め、職員定員の適正化を図ってまいります。

(4) 組織機構の見直し

指定管理者を含めた民間事業者等によっても行政目的を達成できるものについて委託化することにより、限られた職員数であっても政策の立案、重要課題の解決等に職員を重点的に配置することができることから、柔軟に組織機構を見直してまいります。

(5) 財政健全化計画の推進及び公表

平成28年度に財政健全化計画を策定いたしましたので、今後はこの計画に従って着実に取り組んでまいります。実質公債費比率15.0%以下とすることを目標として設定しておりましたが、平成24年度にその目標を達成し、その後も減少しています。今後も目標とした財政指標を達成するよう歳入の確保及び不要な歳出の削減を行ってまいります。

(6) 補助金等の見直し

補助金等の支出の目的を明確にし、行政目的を達成したかどうか検証します。補助金等の交付の段階（入口）で、交付を受けるものに支出目的と町が期待する成果について説明するとともに、事後にしっかり検証し、補助金等が有効に活用され、成果を出せるよう努めてまいります。

(7) 下水道事業の経営健全化

平成28年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業をまとめて下水道事業とし、地方公営企業法の一部適用といたしました。

公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備地区において、水洗化率の向上を目指してまいりましたが、その目標を達成することができました。

平成２８年度に策定した下水道事業経営戦略に基づき、経営健全化に向けて取り組んでまいります。

(８) 水道事業の経営健全化

経営の安定化を図る必要があることから平成２８年度に水道事業経営戦略を策定いたしました。この計画に基づき、未納料金の縮減、経費の節減に努め、毎年度黒字化できるよう努力し、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

(９) 町立南郷病院の経営健全化

訪問診療、健診等による増収を図るとともに、地域になくてはならない病院であることから、その維持にも努めてまいります。また、大崎圏域医療機関との連携強化を図ってまいります。

(１０) 第三セクターの経営改善

町が出資している第三セクターの経営改善を図る必要があることから、助言、指導等を行うとともに、中長期の事業計画、経営計画の作成を支援してまいります。

(１１) 行政情報の分かりやすい提供

行政に求められる情報量が増加し、迅速な情報の提供が必要なことから、町のホームページを速やかに更新いたします。また、町のホームページ、町の広報紙、町から発出する文書については、平易な言葉を使うこととし、専門用語を使う場合には、注釈を付けるよう努めます。

(１２) 住民懇談会の実施

行政情報を提供し、住民ニーズの把握に努め、住民懇談会を開催してまいりました。町がテーマを定めた懇談会及び地域、団体等の要望に応じた懇談会の２通りの形態で実施してまいりました。

参加者や年齢層の固定化がみられる状況にありますが、さまざまな御意見を聴く場として、今後も２つの形態で開催してまいります。

(１３) 住民自治と住民参画

住民を行政サービスの提供を受ける対象としてだけでなく、主体的に地方行政へ参画していく存在として捉えていくことが求められていることから、住民自治と住民参画のあり方について、引き続き検討してまいります。

(１４) 会議及び会議録の公開

公開した会議について、１か月以内に会議録を公表する附属機関等の割合の上昇を目標として取り組んでまいりました。

会議録の調製は、事務担当者が実施している場合が多く、他の業務と掛け持ちのため、会議録の調製が遅れがちでありました。今後は、速やかに公表することができるよう会議等の内容によっては、会議録調製業務を外部に委託することとします。

(1 5) 附属機関等への公募委員の登用

住民参画の推進を図るため、新たに選任又は設置する附属機関等の委員の公募による選任の割合の上昇を目標としてきました。附属機関等における委員の公募は、おおむね実施されていますが、公募を実施しても応募がない場合があり、目標に達しませんでした。今後も特定の領域に関する高度な知識と経験など専門性を求められるものを除き、公募委員が必要と認められる附属機関等には、引き続き公募委員を登用してまいります。

(1 6) 窓口・公共施設等の住民サービスの充実

住民の利便性の向上を図るため、窓口利用者のアンケート調査を平成 2 5 年度から実施し、利用者の満足度の上昇を目標として取り組んでまいりました。平成 2 7 年度において、満足度は 7 6 . 2 % となっております。今後も職員の接遇向上に努め、利用者の満足度上昇を目標に取り組んでまいります。

(1 7) 電子自治体の推進

住民の利便性の向上を図るため、行政の各種手続について、電子申請サービスを展開し、その年間利用件数の上昇を目標として取り組みましたが、目標値に達しませんでした。

電子申請サービスにより可能となる各種手続の種類も限られており、その周知も不十分でしたので、電子申請サービスの新たな手続の追加、周知方法等を検討し、利用件数の増加を図ってまいります。